

# **みやき町特定地域生活排水処理事業 経営戦略**

**令和3年3月      みやき町役場   下水道課**

# 目 次

## 第1章 経営戦略策定の趣旨

1. 策定の背景と目的
2. 計画期間
3. 策定の見直し

## 第2章 特定地域生活排水処理事業の現状と分析

1. 行政人口
2. 実施事業概要
3. 特定地域生活排水処理事業の現状
4. 町組織の状況
5. 事業の実施状況
6. 経営比較分析表を活用した分析
  - (1) 収益的収支比率
  - (2) 経費回収率
  - (3) 汚水処理原価
  - (4) 施設利用率
  - (5) 水洗化率

## 第3章 経営戦略の方針

1. 基本方針

## 第4章 投資及び財政計画（収支計画）

1. 投資について
2. 財源について
3. 投資以外の経費について
  - 投資・財政計画の項目別見込内容
  - 投資・財政計画（収支計画）

## 第5章 効率化・経営健全化の取り組み

1. 組織等に関する事項
2. 広域化に関する事項
3. 民間の活力の活用に関する事項
4. その他重点事項

# 第1章 経営戦略策定の趣旨

## 1. 策定の背景と目的

公営企業を取り巻く経営環境は、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や保有する施設の老朽化に伴う更新需要の増大など厳しさを増しており、不断の経営健全化の取組が求められています。

このような中、各公営企業が将来にわたって住民生活に重要なサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう、総務省では、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付け総財公第107号、総財営第73号、総財準第83号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知。以下「留意事項通知」という。）や「「経営戦略」の策定推進について」（平成28年1月26日付け総財公第10号、総財営第2号、総財準第4号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知。以下「策定推進通知」という。）を発出し、各地方公共団体に対して「経営戦略策定ガイドライン」を示し、令和2年度までの「経営戦略」策定を要請しているところです。

みやき町の特定地域生活排水処理事業においても、維持管理費や企業債償還の財源としての一般会計繰入金が増加が見込まれ、経営環境が厳しくなることが予想されます。経営環境の変化に適切に対応し、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、中長期的な経営の基本計画である「みやき町特定地域生活排水処理事業経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組みます。

## 2. 計画期間

「事業の特性、事業の普及状況、施設の老朽化状況、経営状況等を踏まえ、10年以上の合理的な期間を設定することが必要である」との総務省の方針により、特定地域生活排水処理事業の中長期的な視点から10年間を計画期間と設定します。

計画期間 令和2年度から令和11年度までの10年間

## 3. 策定の見直し

経営戦略は、将来にわたって安定的な事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であることから、毎年度進捗管理を行い、また経営戦略策定後において、地方公営企業法の適用、国の交付金を受けて実施する新たな事業計画、また使用料の改定など財源の変更があった場合は見直しを行い、これらが無い場合は、3年から5年程度で見直しを行います。見直しの方法については、PDCAサイクル（Plan：計画，Do：実施，Check：検証，Action：改善）による検証を行い策定の見直しを行います。

## 第2章 特定地域生活排水処理事業の現状と分析

### 1. 行政人口

みやき町の人口は、令和元年度末において、25,635人となっており、定住化促進事業の効果により4年前の平成27年度末の25,530人から105人、0.4パーセントの増加となっています。将来人口について、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、令和2年度末24,299人が令和7年度には23,170人と5年間で1,129人の減少と推計されていますが、令和2年3月にみやき町独自で策定した第2期みやき町人口ビジョンでは同期間で、161人の減少と推計しています。

今回の経営戦略の使用料金の推移や使用者の推移は、町独自で策定した人口推移の増減率を採用しています。

#### 『住民基本台帳の推移』

	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末	R1年度末
人口	25,530人	25,499人	25,386人	25,596人	25,635人
増減人数		△31人	△113人	+210人	+39人
増減率		0.999	0.996	1.008	1.002

#### 『日本の地域別将来推計人口』

	H27年度末	R2年度末	R7年度末	R12年度末	R17年度末
人口	25,278人	24,299人	23,170人	21,947人	20,689人
増減人数		△979人	△1,129人	△1,223人	△1,258人
増減率		0.961	0.954	0.947	0.943

国立社会保障・人口問題研究所（平成30年推計）

#### 『みやき町独自推計』

	H27年度末	R2年度末	R7年度末	R12年度末	R17年度末
人口	25,278人	25,117人	24,729人	24,229人	23,679人
増減人数		△161人	△388人	△500人	△550人
増減率		0.994	0.985	0.978	0.977

令和2年3月策定 第2期みやき町人口ビジョンより

## 2. 実施事業概要

みやき町特定地域生活排水処理事業は、町が事業主体となり設置から維持管理までを行う事業で、対象地区は浄化槽処理推進区域です。

浄化槽処理推進区域は、下水道法に規定する処理区域及び予定処理区域を除く区域並びにみやき町農業集落排水処理施設条例に規定する処理区域を除いた町内全域です。

合併前の旧三根町が主な事業区域で、平成 26 年度に集合処理区域から個別処理区域へ変更となった区域です。

浄化槽設置にあたり、一般家庭の場合浄化槽設置前に設置工事費の約 10%～15%程度の分担金を納付いただきますが、個人設置型の補助事業に比べ負担金額が大きく軽減されます。また、設置後は町が使用料をいただき、修繕や適正な維持管理を行うことにより長期間の使用が可能となり、良好な放流水質が確保されるなど多くの利点があります。

## 3. 特定地域生活排水処理事業の現状

特定地域生活排水処理事業は、民間事業者の技術力、ノウハウ等を活用することにより、浄化槽の設置業務、設置された浄化槽及び寄附を受けた浄化槽の維持管理業務（汚泥清掃・収集運搬業務を除く。）を町の財政負担の軽減を図りながら効率的に実施する P F I 事業で平成 28 年から令和 7 年度までの 10 年間業務委託し実施しています。

みやき町が管理する浄化槽は、平成 28 年度より令和元年まで、487 基の設置と 575 基の寄附を受け町が 1,062 基となりました。

## 4. 町組織の状況

下水道課職員体制 9 名（課長 1 名 管理担当 4 名 業務担当 4 名）

公共下水道事業、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業の 3 つの事業を下水道課内職員で分担しています。また、組織体系は「管理担当：経理、財政計画及び資金計画に関する業務等」と「業務担当：事業の設計及び施工に関する業務等」により組織されます。

## 5. 事業の実施状況

50 人槽までの浄化槽を P F I 事業で設置している。51 人槽から 200 人槽までは、町が直接設置事務を行う事としていますが、令和元年末までは 51 人槽以上の設置はありません。

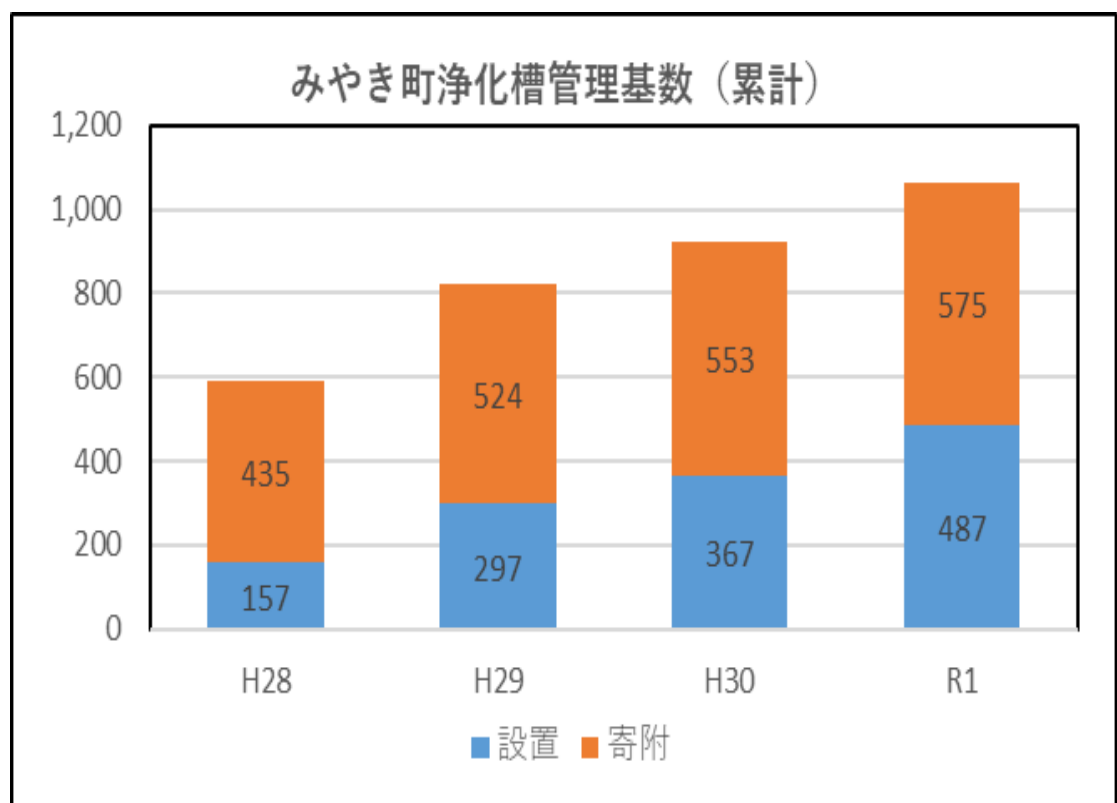
平成28年度から令和元年度までの設置基数、寄附基数は以下のとおりです。

(1) 設置基数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	計
5人槽	48基	62基	39基	63基	212基
6~7人槽	107基	69基	28基	44基	248基
8~10人槽	2基	5基	2基	5基	14基
11~15人槽	0基	1基	1基	6基	8基
16~20人槽	0基	1基	0基	1基	2基
21~25人槽	0基	1基	0基	0基	1基
26~30人槽	0基	0基	0基	1基	1基
31~40人槽	0基	1基	0基	0基	1基
41~50人槽	0基	0基	0基	0基	0基
計	157基	140基	70基	120基	487基

(2) 寄附基数

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	計
5人槽	74基	17基	16基	9基	116基
6~7人槽	284基	55基	9基	11基	359基
8~10人槽	71基	15基	3基	2基	91基
11~15人槽	4基	0基	1基	0基	5基
16~20人槽	1基	0基	0基	0基	1基
21~25人槽	0基	2基	0基	0基	2基
26~30人槽	0基	0基	0基	0基	0基
31~40人槽	0基	0基	0基	0基	0基
41~50人槽	1基	0基	0基	0基	1基
計	435基	89基	29基	22基	575基



## 6. 経営比較分析表を活用した分析

### 経営比較分析表（令和元年度決算）

佐賀県 みやき町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非通用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	12.39	100.00	3,850

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
25,879	51.92	494.59
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
3,176	0.53	5,992.45

グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 令和元年度全国平均

#### 分析欄

##### 1. 経営の健全性・効率性について

本事業は、平成28年4月から公共下水道事業全体計画区域及び農業集排水事業指定区域を除く区域に浄化槽を町が主体となって整備する事業いわゆる市町村設置型浄化槽事業を開始した。

また、PFI事業として民間事業者の技術力、ノウハウ等を活用することにより、浄化槽の設置業務、設置された浄化槽及び寄附を受けた浄化槽の維持管理業務（汚泥清掃・収集運搬業務を除く。）を町の財政負担の軽減を図りながら効率的に実施している。

本年度の収益的収支は増加となったが、収入の割合が一般会計からの繰入金で賄われているために、経費回収率は平均以下の結果となった。

下水道事業、農林事業と同一基準で使用料を算定している事が経費回収率が低い要因となっている。

汚水処理原価については、水道料が別団体での管理であるために、年間有収水量が計量できない為に、使用人数に係数を掛けて算定している。下水道の場合は0.2ポ/人日で算定しているために、平均より高い状況となっている。今後下水道の係数に合わせることで、平均に近づく。

施設利用率が平均以下で、浄化槽の稼働率基準が建物の床面積で処理能力が過大となっている。現在設置する場合は、人数による算定を行っているため、現在は平均に近づく事になる。

経営の健全化に向けて、汚水処理原価を下げる為に、維持管理費の抑制や、使用料金の形態について見直す必要がある。

##### 2. 老朽化の状況について

令和元年度において、新規設置120基、寄附採納24基で累計管理基数1,062基（設置487基、寄附採納575基）となった。

浄化槽の耐用年数が30年～40年とされているが、今後寄附採納を受けた浄化槽については、修繕等が発生する事が懸念され、財政計画に影響が与える事が想定される。浄化槽のメーカや、設置年度、使用形態に合わせ、計画的に修繕を行い、単年度に修繕が集中しないように修繕費を一定化し、経営の安定化を図る事が必要である。

##### 全体総括

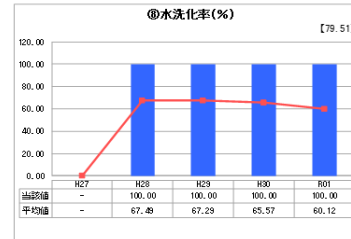
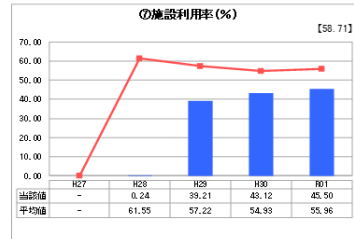
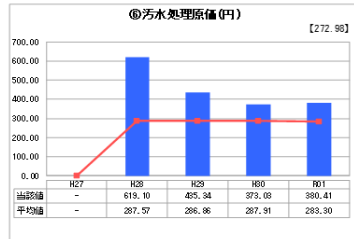
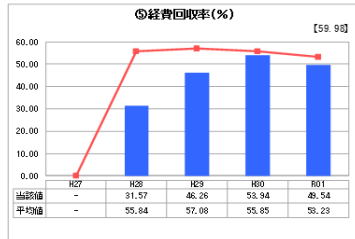
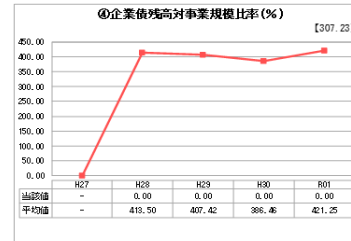
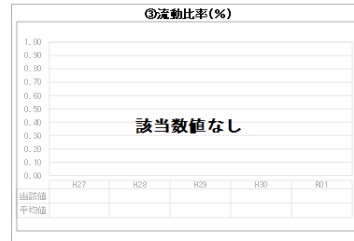
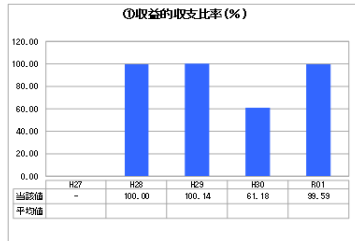
浄化槽事業を開始したことにより、処理区域内人口も増加しているものの、建設費に対する起債償還が平成29年度より開始される。

10年間の事業で、起債償還を元利均等を行っているために、令和8年度に償還額がピークを迎える事となる。

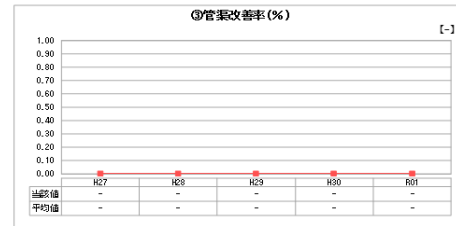
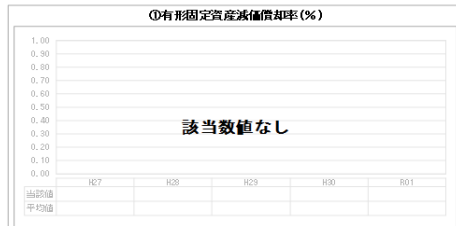
起債償還の財源となる使用料や一般会計からの繰入金も多額になっていくことが想定されるために、収入源の確保が重要事項であるが、浄化槽の場合は管理基数の増が維持管理費の増につながる。

令和5年度までに公営企業会計の適用を実施する予定であり、それにより使用者へ経営状況や適正な使用料を示す事ができ、使用料の改定に向けた取り組みを行っていく。

#### 1. 経営の健全性・効率性



#### 2. 老朽化の状況

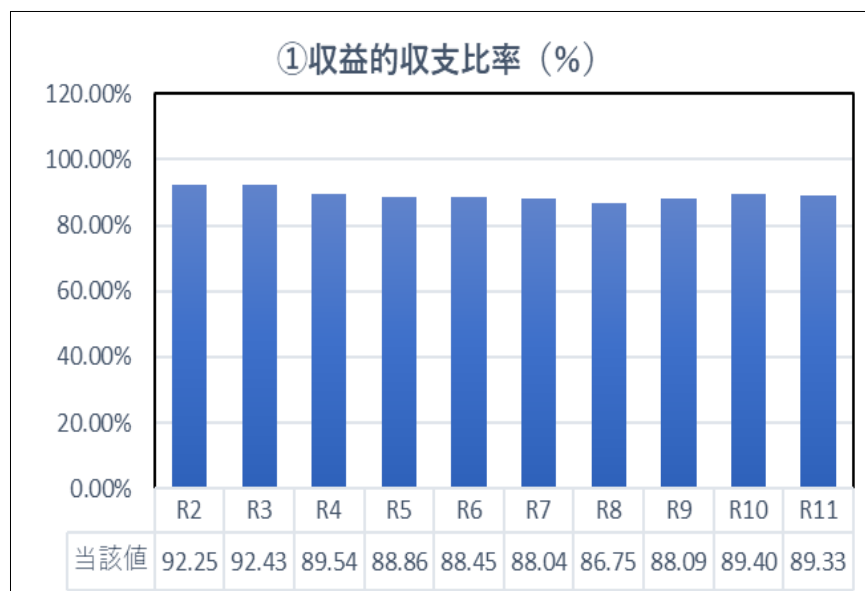
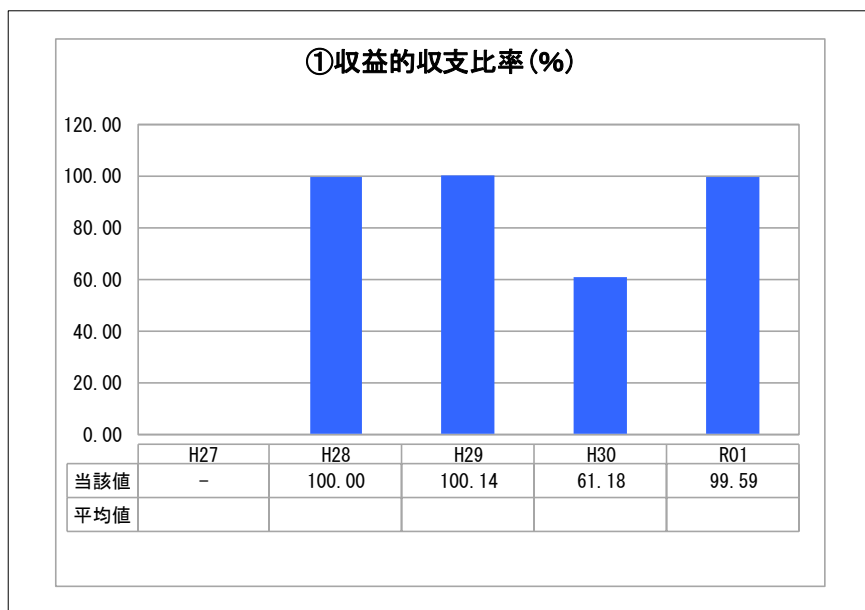


※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

## (1) 収益的収支比率

収益的収支比率は使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要ですが、減債基金を資本的収入として繰り入れ、企業債償還費に充当しているため、90%程度で推移していきます。



$$\text{収益的収支比率(\%)} = \frac{\text{総収益}}{(\text{総費用} + \text{地方債償還金})} \times 100$$

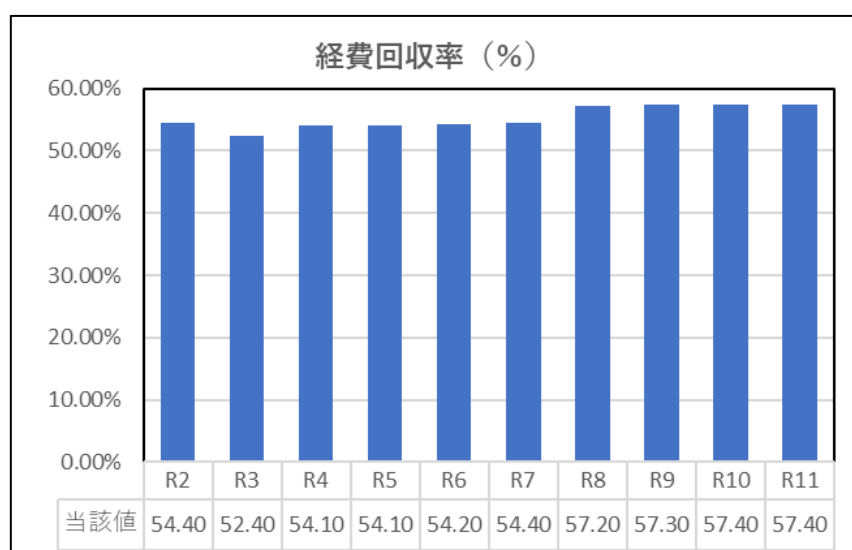
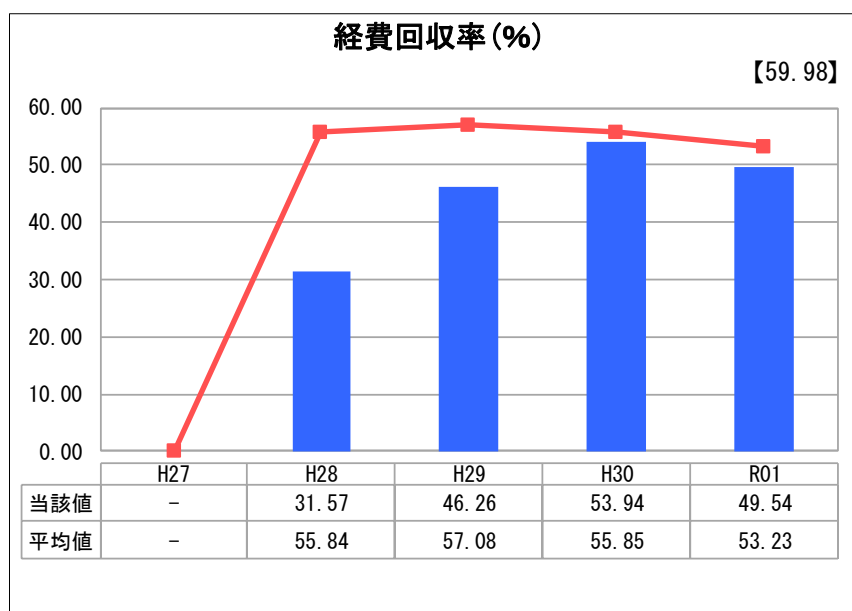


## (2) 経費回収率

経費回収率、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要です。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。

令和7年度でのPFI事業完了後、業務委託費の減少により上昇する傾向となりますが、使用料では約57%程度しか賄えていません。

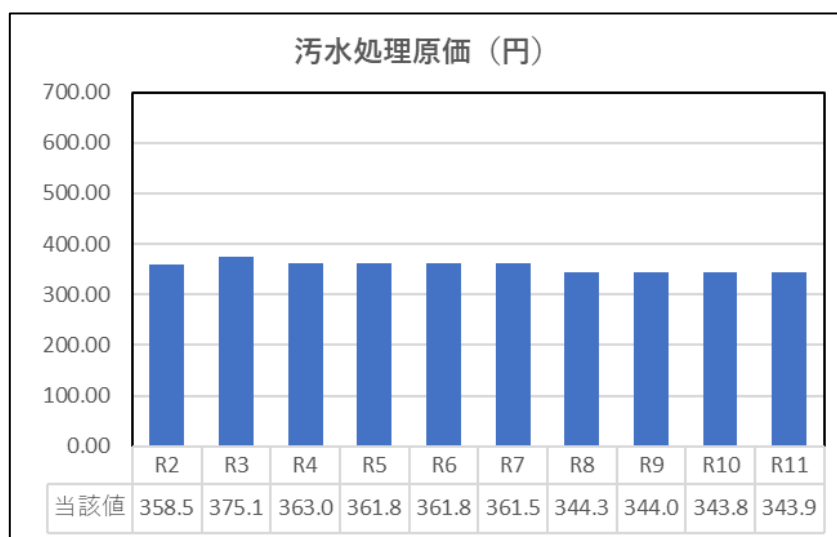
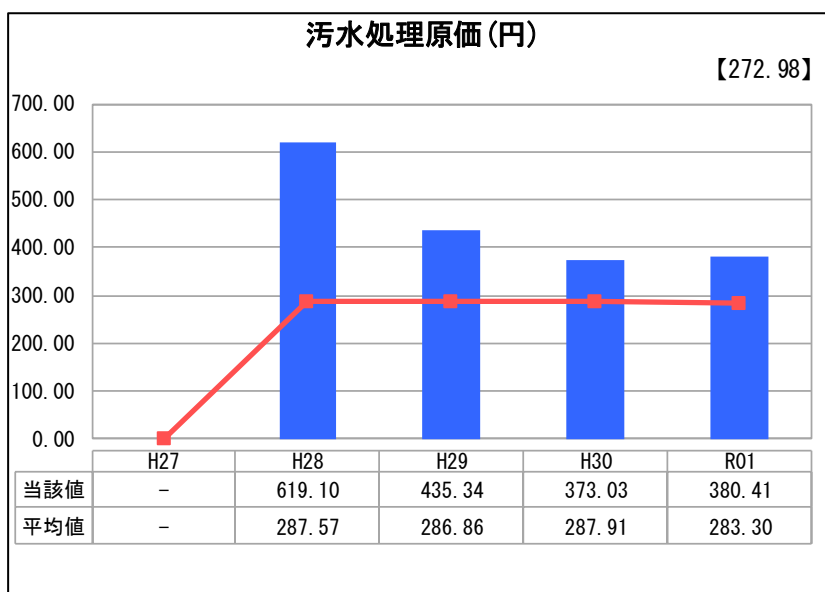
公営企業会計適用後に、適正な使用料を算定することや維持管理費の抑制を図り、経費回収率を上昇させる必要があります。



$$\text{経費回収率}(\%) = \frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費 (公費負担分を除く)}} \times 100$$

### (3) 汚水処理原価

汚水処理原価は、有収水量 1 m<sup>3</sup>当たりの汚水処理に要した費用で、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。令和 8 年以降設置基数が減少するために汚水処理原価は、令和元年度の平均値に近づいていきます。

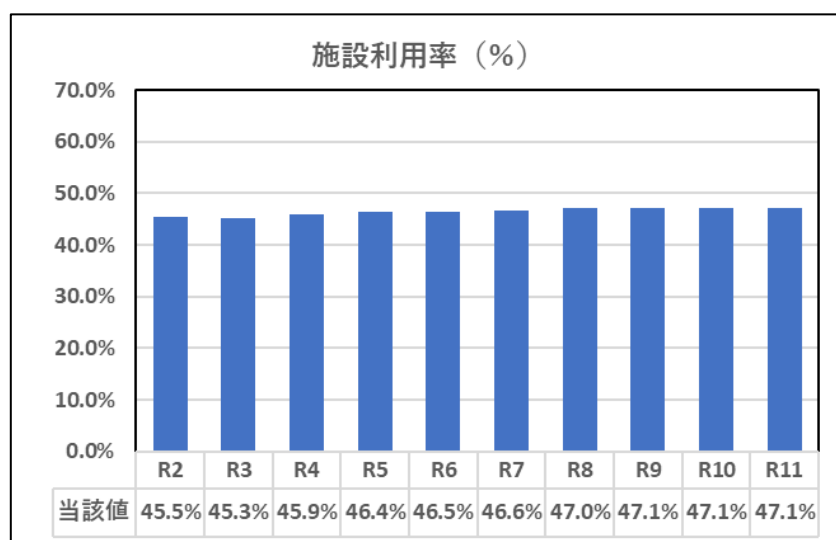
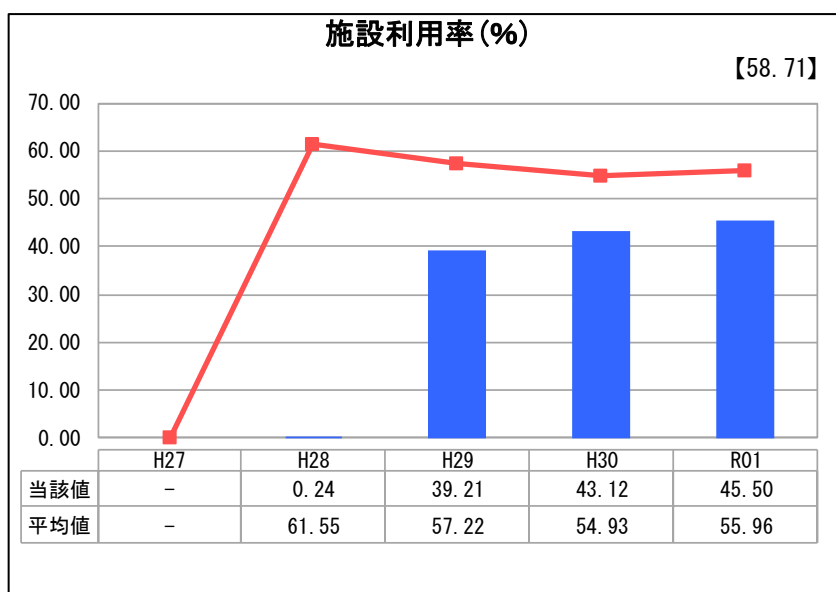


$$\text{汚水処理原価(円)} = \text{汚水処理費 (公費負担分を除く)} / \text{年間有収水量}$$

#### (4) 施設利用率

施設利用率は、施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合で、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

浄化槽を寄附受納した分は、供用開始後十年以上のものが多く、浄化槽の人槽が大きいために、居住している人数が3名程度にもかかわらず能力が過大となっています。現在の人槽算定は、将来居住される人数を踏まえた基準としているために、今後は徐々に上昇していく傾向となります。

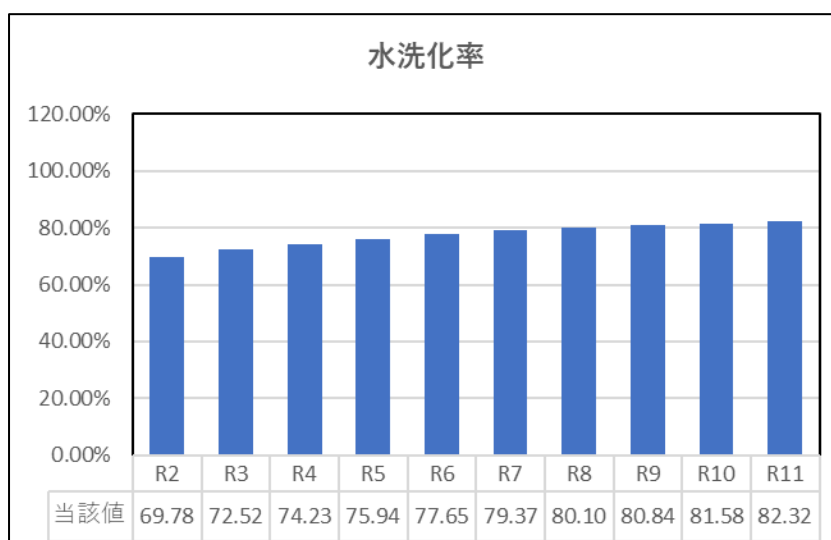
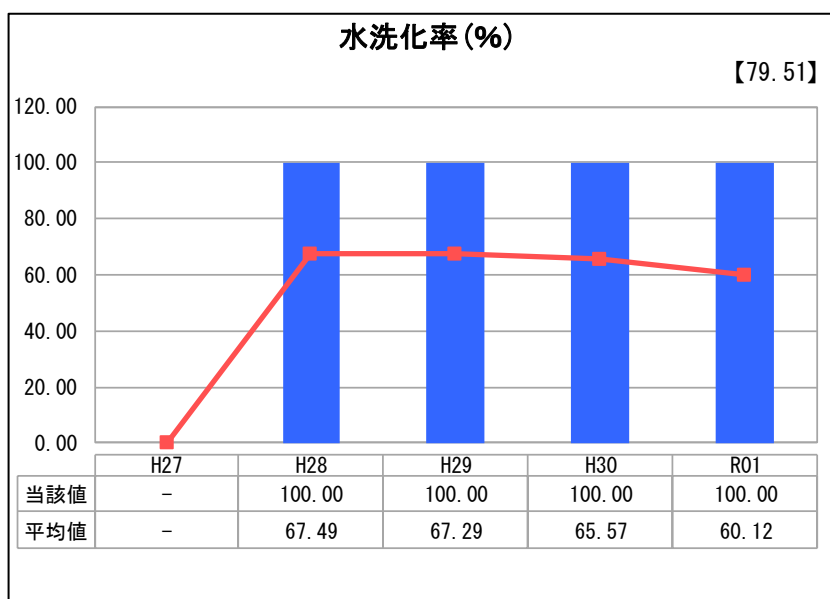


$$\text{施設利用率 (\%)} = \frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$$

## (5) 水洗化率

水洗化率は、現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

令和元年度までは、浄化槽を設置した人口及び寄附された人口で計算していたために100%となっていたが、今回見直しを行い、令和2年末では約70%の水洗トイレの使用率となり、設置事業が進むにつれて汲取りからの切替えが増え水洗化率が上昇していきます。



$$\text{施設利用率 (\%)} = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

## 第3章 経営戦略の方針

### 1. 基本方針

特定地域生活排水処理事業は、公共下水道事業と同様に独立採算を原則とする地方公営企業であります。単独的な経営は困難な状況にあり一般会計からの繰入金に依存する状況です。

使用料は、人口が減少していくものの使用者が増えるために増加するが、維持管理費用を賄えないために、一般会計から繰り入れを行っています。また地方債の償還金の財源として、償還金約49%の交付税措置分と県交付金を積み立てた減債基金の一部を繰り入れますが、不足分も一般会計からの繰り入れを行っています。

人件費は、公共下水道事業や農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業を同一の運営体制にておこなっていることや、PFIで事業を行っているために、特定地域生活排水処理事業では計上していません。維持管理委託費の削減や使用料改定が当面の課題となりますが、令和6年4月の公営企業法適用化に向けた取り組みを実施し、適正な使用料や維持管理費を見直し、安定した事業継続に向けた運営を行っていきます。

## 第4章 投資及び財政計画（収支計画）

### 1. 投資について

浄化槽の設置は、令和7年度までPFI事業で実施し、令和2年度から年間平均約68基の浄化槽を設置しその後、令和8年度以降は新築やリフォームによるものがほとんどとなり年間20基の設置を行っていく計画です。

### 2. 財源について

使用料収入については、町全体の人口減少があるものの浄化槽設置者が増加しているため、増加傾向にあります。浄化槽の設置事業や単独浄化槽撤去に対し国庫補助金（1/2補助）や県交付金（減債基金に積立）、企業債を最大限に利用し財源に充てていきます。

### 3. 投資以外の経費について

#### ① 民間の活力の活用に関する事項

(包括民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など)

浄化槽の維持管理をPFI事業で業務委託しています。浄化槽の2ヶ月に1回の点検費用やブロワ管理費用を人槽毎に単価設定し経費削減に努めています。

#### ② 職員給与費に関する事項

公共下水道事業、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業の3つの事業を下水道課内職員で分担しています。特定地域生活排水処理事業は、PFI事業として業務委託し事務費等の軽減を図っています。そのために、職員給与費にあたる人件費は、計上していません。

#### ③ 動力費に関する事項

浄化槽のブロアや放流ポンプの電気料金は、使用者負担としています。

#### ④ 薬品費に関する事項

浄化槽の消毒費用は、一基あたりの維持管理費の中に組み入れており、人槽毎に単価設定を行いコスト削減に努めています。

#### ⑤ 修繕費に関する事項

これまでの4年間の修繕結果を踏まえ、機種別・設置年度別で整理を行い、ストックマネジメント計画を策定し、修繕費の大きな変動を無くしコスト削減に努めていきます。

#### ⑥ 委託費に関する事項

浄化槽の委託費は、維持管理費や清掃費、汚泥運搬処理費用等で、人槽毎に単価設定を行いコスト削減に努めています。

投資・財政計画の項目別見込内容

			項目	収支の説明
収益的 収支	収益的 収入	営業収益	料 金 収 入	前年度末管理基数に当年度設置・寄附基数をふまえ算定
			受 託 工 事 収 益	見込なし
			そ の 他	督促手数料
		営業外収益	他 会 計 繰 入 金	一般会計繰入金
			そ の 他	減債基金利子
			職 員 給 与 費	見込なし
	収益的 支出	営業費用	うち退職手当	見込なし
			そ の 他	維持管理委託料、一般管理費
			支 払 利 息	地方債利息
		営業外費用	うち一時借入金利息	見込なし
			そ の 他	見込なし
			地 方 債	建設改良費の企業債借入
資本的 収支	資本的 収入	うち資本費平準化債	見込なし	
		他 会 計 補 助 金	一般会計繰入金	
		他 会 計 借 入 金	見込なし	
		固 定 資 産 売 却 代 金	見込なし	
		国（都道府県）補助金	国補助金 設置工事費等 1/2 県交付金 昨年度地方債借入額に対する一定額	
		工 事 負 担 金	分担金：設置基数の件数見込	
		そ の 他		
		資本的 支出	建 設 改 良 費	設置事業費（SPC より浄化槽購入等）
	うち職員給与費		見込なし	
	地 方 債 償 還 金		町債元金償還（建設事業）	
	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金		見込なし	
	他 会 計 へ の 繰 出 金		見込なし	
	そ の 他	見込なし		
積立金				県交付金：減債基金積立金

投資・財政計画（収支計画）

区 分		年 度	前々年度 （決算）	前年度 （決算）	本年度 R2 （見込）	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
収益的収入	1 総 収 益 (A)	51,547	124,542	98,373	106,348	112,892	117,914	122,458	126,832	123,669	122,968	122,462	124,680	
	(1) 営 業 収 益 (B)	39,820	45,287	49,962	54,168	57,861	60,459	62,921	65,387	67,100	68,192	69,284	70,376	
	ア 料 業 金 収 入	39,820	45,287	49,962	54,168	57,861	60,459	62,921	65,387	67,100	68,192	69,284	70,376	
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
	ウ その他 収 益 (D)	11,727	79,255	48,411	54,180	55,031	57,455	59,537	61,445	56,569	54,776	53,178	54,304	
	ア 他 会 計 繰 入 金 他	11,723	79,247	48,411	54,180	55,031	57,455	59,537	61,445	56,569	54,776	53,178	54,304	
	イ その他 繰 入 金 他	4	8											
	2 総 営 業 費 用 (E)	74,022	90,207	90,822	101,388	104,220	108,509	112,454	116,252	112,944	114,607	116,281	118,114	
	(1) 営 業 費 用 (F)	73,818	89,987	90,561	101,142	103,893	108,184	112,146	115,964	112,680	114,388	116,096	117,958	
	ア 職 員 給 与 費 等													
イ 退職 給 付 手 当 金 他	73,818	89,987	90,561	101,142	103,893	108,184	112,146	115,964	112,680	114,388	116,096	117,958		
(2) 営 業 外 費 用 (G)	204	220	261	244	327	325	308	288	264	219	185	158		
ア 支 払 利 息	204	220	261	244	327	325	308	288	264	219	185	158		
イ その他 利 息														
ウ 一 時 借 入 金 利 息														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	△ 22,475	34,335	7,551	6,962	8,672	9,405	10,004	10,580	10,725	8,361	6,181	6,566		
1 資 本 的 収 入 (F)	115,921	129,659	69,980	85,710	62,778	64,382	65,588	66,822	39,190	36,919	34,824	35,194		
(1) 地 方 債 借 入 金 他	24,600	55,800	0	80,400	23,100	17,700	17,700	17,700	7,200	7,200	7,200	7,200		
(2) 地 方 債 借 入 金 償 還 金 他	1,436	10,308	7,750	7,759	10,708	11,854	12,738	13,625	14,513	12,242	10,147	10,517		
(3) 他 会 計 借 入 金 他														
(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	80,289	46,700	52,289	4,800	18,978	24,441	24,441	24,441	10,005	10,005	10,005	10,005		
(6) 工 事 費 用 補 助 金	9,596	15,430	8,520	10,440	6,720	6,720	6,720	6,720	2,760	2,760	2,760	2,760		
(7) その他 補 助 金		1,421	1,421	2,311	3,274	3,867	3,888	4,338	4,712	4,712	4,712	4,712		
2 資 本 的 支 出 (G)	78,949	163,081	77,531	92,672	71,450	73,787	75,582	77,402	49,915	45,280	41,005	41,760		
(1) 建 設 費 用 等	68,711	128,237	61,714	76,838	49,596	49,596	49,596	49,596	20,297	20,297	20,297	20,297		
イ 職 員 給 与 費 等														
(2) 地 方 債 借 入 金 償 還 金 他	10,238	34,844	15,817	15,834	21,854	24,191	25,996	27,806	29,618	24,983	20,708	21,483		
(3) 他 会 計 借 入 金 返 還 金 他														
(4) 他 会 計 繰 出 金 他														
(5) その他 繰 出 金 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	36,972	△ 33,422	△ 7,551	△ 6,962	△ 8,672	△ 9,405	△ 10,004	△ 10,580	△ 10,725	△ 8,361	△ 6,181	△ 6,566		
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	14,497	913	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
積 立 金 (K)	12,709	7												
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	14,781	16,575	17,481	17,481	17,481	17,481	17,481	17,481	17,481	17,481	17,481	17,481		
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)														
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	16,575	17,481	17,481	17,481	17,481	17,481	17,481	17,481	17,481	17,481	17,481	17,481		
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べき 財 源 (O)														
実 質 収 支 黒 字 (P)														
実 質 収 支 黒 字 (Q)														
赤 字 比 率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
収 益 的 収 支 比 率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	61	100	92	92	90	89	88	88	87	88	89	89		
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 により 算 定 した 資 金 不 足 額 (R)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	39,820	45,287	49,962	54,168	57,861	60,459	62,921	65,387	67,100	68,192	69,284	70,376		
地 方 財 政 法 による 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 した 資 金 不 足 額 (T)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 した 事 業 の 規 模 (V)														
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)														
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)														
地 方 債 借 入 金 残 高 (X)	97,900	118,856	103,039	147,605	148,851	142,360	134,064	123,958	101,540	83,757	70,249	55,986		
(単位:千円)														
○他会計繰入金														
区 分		年 度	前々年度 （決算）	前年度 （決算）	本年度 R2 （見込）	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
収益的収支分			11,723	79,247	48,411	54,180	55,031	57,455	59,537	61,445	56,569	54,776	53,178	54,304
	↳ うち 基準内繰入金		100	108	128	120	160	159	151	141	129	107	91	77
	↳ うち 基準外繰入金		11,623	79,139	48,283	54,060	54,871	57,296	59,386	61,304	56,440	54,669	53,087	54,227
資本的収支分			1,436	10,308	7,750	7,759	10,708	11,854	12,738	13,625	14,513	12,242	10,147	10,517
	↳ うち 基準内繰入金		1,436	10,308	7,750	7,759	10,708	11,854	12,738	13,625	14,513	12,242	10,147	10,517
	↳ うち 基準外繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計			13,159	89,555	56,161	61,939	65,739	69,309	72,275	75,070	71,082	67,018	63,325	64,821



## 第5章 効率化・経営健全化の取り組み

### 1. 組織・人員等に関する事項

事業規模や業務内容を常に把握し、企業会計移行に備えた組織形態や職員数と業務量との整合性、適正な定員管理を図っていきます。

また、業務内容や手法を見直し、民間への委託等により組織の効率化と経費節減を図ります。

公営企業法の適用に向けて、在籍する職員には下水道に係る専門知識に加え、経営感覚の向上や企業会計に対する専門知識の習得なども求められます。今後は、これまで以上に各種研修に積極的に参加していくことで更なる職員の育成、資質の向上に努めます。

### 2. 広域化に関する事項

浄化槽は、各戸または事業所の個別設置ですので、広域化について実施できるものではないので、取り組みはありません。

### 3. 民間の活力の活用に関する事項

浄化槽設置や維持管理については、PFI事業で実施しています。令和7年度以降の事業継続について、地域住民の要望や状況に応じて第2期PFI事業を行うかどうか検討していきます。

### 4. その他重点事項

#### (1) 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

特定地域生活排水処理事業経営戦略の計画期間は令和2年度から令和11年度までの10年間ですが、総務省の「経営戦略策定ガイドライン」に基づき、毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、3年から5年に一度見直し（ローリング）を行います。

## (2) 地方公営企業法の適用に関する事項

令和6年度から地方公営企業法の会計制度に移行し、管理運営に係る損益取引と建設改良等に係る資本取引を区別し、より明確に経営状況を把握します。

また、支出を伴わない減価償却費を原価に反映し、適正な料金の設定と経営健全化を図ります。

## (3) 使用料の見直しに関する事項

設置基数の増加に伴い使用料も増加することが見込まれますが、一般会計からの繰入金を減少させるためにも3年から5年で料金の見直し、必要であれば料金改定も検討していかねばなりません。